

和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山県の境界を越えて流入又は流出する産業廃棄物の処理について、県の指導方針を明らかにすることにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第5条の5の規定による和歌山県廃棄物処理計画を適切に推進し、もって生活環境の保全と公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 事業者 産業廃棄物を排出する者をいう。
- (3) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の規定により知事の許可を受けて、県内において産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者をいう。
- (4) 産業廃棄物処分業者 法第14条第6項又は法第14条の4第6項の規定により知事の許可を受けて、産業廃棄物の処分を業として行う者をいう。
- (5) 産業廃棄物収集運搬業者 法第14条第1項又は第14条の4第1項の規定により知事の許可を受けて産業廃棄物の収集運搬を行う者（積替え又は保管を行う者に限る。）をいう。
- (6) 優良認定事業者 法施行令第6条の11第2号及び第6条の14第2号に規定する事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として認められた者をいう。

(基本方針)

第3条 事業者及び産業廃棄物処理業者は、県外の事業場で生じた産業廃棄物（以下「県外産業廃棄物」という。）を県内で処分し、又は保管してはならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 事業者は、県内の事業場で生じた産業廃棄物をなるべく県内で適正に処理しなければならない。

(協議)

第4条 前条第1項ただし書の規定による承認を受けようとする者（以下「協議者」という。）は、あらかじめ県外産業廃棄物搬入協議書（別記第1号様式。）を所轄の保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 協議者は、次の各号に掲げる場合ごとに、当該各号に定める者とする。

- (1) 県外産業廃棄物を県内で処分する場合（県内積替え保管施設での保管を伴う場合を含む。） 事業者又は産業廃棄物処分業者

(2) 県外産業廃棄物を県内で保管する場合（第1号に掲げる場合を除く。）
事業者又は産業廃棄物収集運搬業者

3 優良認定事業者は、複数の事業者から処分を受託する産業廃棄物について承認を受けようとする場合にあつては、第1項の規定による協議書に代えて、県外産業廃棄物搬入協議書（優良認定事業者用）（別記第2号様式）によることができる。

4 協議者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、当該変更につき承認を受けるための県外産業廃棄物搬入変更協議書（別記第3号様式）を所轄の保健所長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、その変更が次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に定めるいずれにも該当しない軽微な変更であるときは、この限りでない。

(1) 当初協議が第1項による協議の場合

ア 産業廃棄物の排出場所

イ 産業廃棄物の種類

ウ 産業廃棄物の量（承認を受けた量からの3割以上の増加であつて、増加量が100トンを超えるものに限る。）

エ 産業廃棄物収集運搬業者

オ 産業廃棄物処分業者

カ 産業廃棄物の処分又は保管の場所

キ 産業廃棄物の処分又は保管方法若しくは保管期間

ク 産業廃棄物の搬入期間

(2) 当初協議が第3項による協議の場合

ア 産業廃棄物の種類

イ 産業廃棄物の量（承認を受けた量からの3割以上の増加であつて、増加量が100トンを超えるものに限る。）

ウ 産業廃棄物の処分場所

エ 産業廃棄物の処分方法

オ 産業廃棄物の搬入期間

（審査等）

第5条 知事は、前条第1項、第3項又は第4項の協議書の提出があつたときは、当該協議に係る地域を所轄する県の地方機関及び警察署並びに関係市町村で構成する廃棄物適正処理連絡会議の意見を尊重するとともに、当該協議の内容が県内で処分し、又は保管せざるを得ない相当の理由があり、かつ、和歌山県廃棄物処理計画の実施に支障を来さないと認めたときに限り承認し、その旨を承認通知書（別記第4号様式）により協議者に通知するものとする。

2 前項の承認には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(着手の制限)

第6条 事業者及び産業廃棄物処理業者は、前条第1項の規定による通知を受けた後でなければ、県外産業廃棄物を県内において処分し、又は保管してはならない。ただし、次条の規定により協議を省略したものについてはこの限りでない。

(協議の省略)

第7条 処分しようとする県外産業廃棄物が次のいずれかに該当するときは、第3条第1項ただし書きの規定による知事の承認があったものとみなし、第4条の協議は不要とする。

(1) 産業廃棄物処分業者が有効利用されるチップとして再生するため処分する木くず(混合廃棄物に混入されているものを除く。)

(2) 産業廃棄物処分業者が有効利用される再生砕石にするために処分する工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(混合廃棄物に混入されているものを除く。)

2 事業者又は産業廃棄物処分業者は、前項の規定により県外産業廃棄物を県内で処分するときは、搬入開始後10日以内に県外産業廃棄物搬入計画届出書(別記第5号様式。以下「届出書」という。)を所轄の保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

3 前項の規定により届出書を提出した者は、処分する県外産業廃棄物の量が届け出た量から3割以上増加したとき(増加量が100トンを超える場合に限る。)は、遅滞なくその旨を県外産業廃棄物搬入量変更届出書(別記第6号様式)により所轄の保健所長を経由して知事に届け出なければならない。

(適用除外)

第8条 この要綱の制定は、和歌山市の区域内で行われる行為又はその行為を行う者については適用しない。

附 則

この要綱は、平成9年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。